

- ・ B S E 検査対象牛と対象外の牛のとたい、頭部、枝肉、内臓等の分別管理、及び S R M から除外された部位を食用に供する場合の分別管理に関するガイドラインを定める。等

(2) 輸入措置

- ①米国から輸入される牛肉等の取扱いについて（食安監発0201第3号）
- ②カナダから輸入される牛肉等の取扱いについて（食安監発0201第4号）
- ③フランスから輸入される牛肉等の取扱いについて（食安監発0201第5号）
- ④オランダから輸入される牛肉等の取扱いについて（食安監発0201第6号）
- ⑤牛海綿状脳症（B S E）対策に関する見直しについて（食安監発0201第2号）

（概要）

- ・ 米国、カナダ及びフランスから輸入される牛肉及び内臓の月齢条件を30か月齢以下とし、S R M を扁桃及び回腸遠位部とする。
- ・ オランダから輸入される牛肉及び内臓の月齢条件を12か月齢以下とし、S R M を扁桃及び回腸遠位部とする。
- ・ 上記輸入条件に適合する牛肉等を除き、引き続きB S E 発生国等からの牛肉等の輸入を禁止する。等

※各法令・通知の詳細については、厚生労働省食品安全部ホームページを参照。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bse/index.html

（参考）答申後の経緯

- ・ 平成24年11月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会・伝達性海綿状脳症対策部会合同会議において、見直しの方針を報告
- ・ 同年11月20日～12月19日 国内措置及び輸入措置について、パブリックコメントを実施
- ・ 同年12月16日～22日 現地調査（米国・カナダ）
- ・ 平成25年1月9日～17日 現地調査（オランダ・フランス）
- ・ 同年1月22日、24日 一般への説明会（東京・大阪）
- ・ 同年1月28日 薬事・食品衛生分科会・伝達性海綿状脳症対策部会合同会議において、見直し内容等を報告

- 国際獣疫事務局（O I E）において、本年2月4日から8日までにかけて開催された専門家（科学委員会）の審議の結果、我が国が「無視できるB S E リスク」の要件を満たしている旨の評価案がまとめられたことについて、農林水産省は2月21日付けで公表した。今後、加盟各国からのコメント受付期間を経た後、5月末に行われるO I E 総会で我が国のステータスが決定される見通しである。

今後の取組

- 食品安全委員会では、国内措置の検査対象月齢等について、更なる月齢の引上げについて審議中であり、審議結果の内容が明らかになった段階で速やかに関係省令の改正手

続を進めることとしている。

- BSE検査費用の国庫補助（21か月齢以上）については、本年4月の30か月齢超への検査対象月齢の見直し段階では継続することとし、現在、食品安全委員会において検討が進められている2次答申の際に補助対象月齢を見直すこととしている。

都道府県等に対する要請

- 次に掲げる2点をお願いする。

1 1次答申に基づく対策の見直し関係

- 本年4月1日に、「と畜場法施行規則」及び「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則」の改正が施行されるため、ガイドライン通知を参考に、各食肉衛生検査所においては、と畜場における分別管理への監視、指導をお願いする。
- SRMの除去及び焼却がと畜場で確実に実施されるよう、衛生主管部局と農林主管部局との連携を図りつつ、と畜場に対する監視指導を適切に実施すること。
- 脊柱については、食品、添加物等の規格基準の一部を本年2月1日に改正・適用したため（安全性を確認した国で飼養された、30か月齢以下の牛由来の脊柱の食品等への使用を認める等）、ガイドライン通知を参考に、食用に供する脊柱の分別管理の実施主体となる食肉処理業、食肉販売業、脊柱の加工業者等に対する監視、指導をお願いする。
- 輸入牛肉の対日輸出条件に違反する貨物が国内で確認された場合には、輸入者等関係事業者に対する指導や厚生労働省に対する連絡を適切に実施するようお願いする。
- また、各都道府県等における衛生主管部局と農林主管部局との連携や、と畜場を管轄する都道府県等と畜産事業者を管轄する都道府県等との連携を図りつつ、「伝達性海綿状脳症検査実施要領」（平成13年10月16日食発第307号）に基づき、BSE検査を実施すること（当該要領については、4月1日の施行に合わせて改正予定）。
- 引き続き、BSE検査に使用される機器については、BSE検査が開始されて以来、10年以上が経過したことを踏まえ、必要な保守点検や更新を実施すること。この場合において、機能を確認した結果、得られたデータ相互間に差があるときは、原因を確認し、必要な措置をとること。

2 全頭検査の見直し関係

- 科学的な見地から安全との判断が出されているにもかかわらず、公費により全頭検査を継続することは、

- ①「検査をしていない牛肉は危険である」という誤ったメッセージにつながるおそれがある。
- ②一部の自治体が全頭検査を継続した場合、市場に、検査実施と検査未実施の牛肉が混在することとなり混乱をまねくおそれがある。
- ついては、こうした混乱を防ぐため、食品安全委員会の2次答申を受けた検査対象月齢の見直しが行われるまでには、全自治体で全頭検査を見直すことが必要と考えているので、準備を進めていただくようお願いする。
- また、全頭検査見直しにあたっては、OIEによる「無視できるBSEリスク」の国のステータス評価も踏まえて、最新の科学的知見に基づくBSEのリスク、BSE対策の再評価の必要性、食品安全委員会における審議内容、食品安全委員会の答申に基づくリスク管理措置の見直し等について、自治体内部部局、消費者、事業者等への適切な情報提供やリスクコミュニケーションの実施をお願いする。
- 自治体が主催して説明会が開催できるよう、昨年10月30日及び本年1月21日に自治体あて説明会を開催するとともに、東京、大阪、仙台、横浜及び福岡において厚生労働省が実施したリスクコミュニケーションのパワーポイント等について、食中毒調査支援システム(NESFD)を通じて提供しているところである。
- なお、これまで岩手県及び北海道からの講師派遣の要望に対して、担当者の派遣を行っており、今後とも見直しに際しての自治体主催のリスクコミュニケーションへの担当官の派遣等の支援を考えているので、ご相談いただきたい。

6. 食肉・食鳥肉の安全対策

(1) 食肉衛生対策

従前の経緯

- と畜場法の規定に基づき、都道府県等は、と畜検査を実施している。
- 毎年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査において、牛、豚等の枝肉の一般細菌数及び大腸菌群等の調査を実施している。
- と畜場における食肉の処理に際しての高度な衛生管理に資するよう、食肉処理時の微生物学的危害に関する国内外の文献を調査し、HACCPモデルの構築に必要な基礎データを収集して、データベース化を進めている。

今後の取組

- と畜場における食肉の処理について、病原微生物による危害をコントロールする方法を確立し、標準的なHACCPモデルを示すこととしている。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、次に掲げる3点をお願いする。
 - ① と畜検査を適切に実施すること。
 - ② と畜場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、と畜場に対する監視指導を適切に実施すること。
 - ③ と畜場の枝肉の微生物汚染実態調査において、これまでの調査により、十分な衛生管理がなされていないと考えられると畜場を管轄する自治体については、枝肉の微生物汚染防止は衛生的な食肉を供給するために重要であることから、と畜処理業者等への監視指導の徹底をお願いする。

(2) 伝達性海綿状脳症対策（めん羊及び山羊の取扱い）

従前の経緯

- めん羊及び山羊に係る食肉の処理については、平成16年2月、と畜場法施行規則の一部を改正し、平成17年10月より、次に掲げる措置を講じている。
 - ① 12か月齢以上のめん羊及び山羊に係る頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び胎盤並びにすべての月齢のめん羊及び山羊に係る扁桃、脾臓及び小・大腸（リンパ節を含む。）の除去及び焼却を義務化すること。
 - ② 都道府県等が実施するスクリーニング検査の対象となる疾病としてめん羊及び山羊に係る伝達性海綿状脳症を追加すること。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、と畜場に対する監視指導を実施するに当たっては、めん羊及び山羊に係る食肉を処理するに際して、除去及び焼却の対象となる部位による枝肉及び食用に供される内臓に対する汚染を防止するよう徹底すること。

(3) 食鳥肉衛生対策

従前の経緯

- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定に基づき、都道府県等は、食鳥検査を実施している。
- 食鳥処理場における食鳥の処理に際してのカンピロバクター等の微生物による食鳥肉等に対する汚染を防止するため、平成18年3月、標準的なHACCPモデルを示した。

今後の取組

- 今後とも、厚生労働省ホームページ等を通じて鳥インフルエンザ対策に関する正確な情報を提供することとしている。
- カンピロバクター食中毒の制御について、食鳥処理場での対策を中心にこれまで行わ

れてきたが、現在、厚生労働科学研究において、農場から食鳥処理、消費までの一連の対策について検討しているところ。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、次に掲げる4点をお願いします。
 - ① 食鳥検査を適切に実施すること。この場合においては、必要に応じた民間の獣医師の活用を含め、早朝等の時間外における弾力的な対応に配慮すること。
 - ② 鳥インフルエンザ対策の一環として、食鳥検査を実施するに当たっては、鶏の出荷元が異状のない養鶏場である旨を確認するほか、鳥インフルエンザに感染した疑いがあると認められる鶏を対象とするスクリーニング検査を実施すること。なお、検査で陽性と判断された場合は、農林主管部局と連携し、適切に対応されたい。
 - ③ 食鳥処理場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、食鳥処理場に対する監視指導を適切に実施すること。この場合においては、HACCP方式による高度な衛生管理の導入を促進すること。また、食鳥検査員が常駐しない認定小規模食鳥処理場においては、虚偽の処理羽数を報告した事例も見受けられたことを踏まえ、処理羽数、処理形態、食鳥処理衛生管理者の配置状況等に関する監視指導を厳正に実施すること。
 - ④ 食鳥処理場、養鶏事業者等の関係者に対して、農林主管部局と連携し、鳥インフルエンザ対策に関する正確な情報を提供すること。

7 農薬等に係るポジティブリスト制度に関する監視指導

従前の経緯

- 農薬等に係るポジティブリスト制度に関する監視指導については、「食品に残留する農薬等の監視指導に係る留意事項について」（平成18年5月29日食安監発第0529001号）により、留意事項を示している。
- その後、平成19年2月、農産食品の収去検査を行ったところ残留基準を超える農薬を検出したものの、当該食品の生産者を特定するに至らなかったため、残留基準違反の原因究明及び再発防止に支障を生じたほか、当該食品と同一の農協支部が当該食品と同一の日に出荷したすべての食品を自主回収の対象とせざるをえない事案が発生した。これを踏まえ、「農産食品の検査に当たっての生産者等の情報確認の徹底について」（平成19年2月5日食安監発第0205002号）により、留意事項を示した。

都道府県等に対する要請

- 次に掲げる事項に留意し、残留基準違反に該当する食品が国内で流通しないよう、引き続き、事業者に対する適切な監視指導をお願いする。
 - ① 収去検査に際して食品衛生法の規定に基づく措置の対象を特定することが困難となった事案としては、
 - ・ 収去に係る検体の生産者、製造者、加工者等に関する情報が収去時に十分に確認されなかった場合
 - ・ 収去に係る検体が単一の包装であってロット等を代表するように採取された包装ではなかった場合等が挙げられる。これを踏まえ、収去検査に当たっては、違反を発見した場合に速やかに適切な措置をとることができるよう、事前に十分な計画を策定し、対象食品に関する情報の確認及びロットを代表する検体の採取に努めること。
 - ② 残留基準違反に該当する食品の流通を確認したときは、関係自治体及び関係部局と連携しつつ、事業者に対して回収等の措置を命令する（食品衛生法第54条）とともに、違反者の名称等の公表については、「食品衛生法第63条に基づく法違反者等の名称等の公表について」（平成18年5月29日食安発第0529004号）を踏まえて適切に対応すること。あわせて、残留基準違反の原因究明及び再発防止を図り、再発防止の一環として関係部局に対して農薬等の使用に係る生産者への指導の要請なども行うこと。

8 都道府県等の食品衛生検査施設及び登録検査機関における検査等の信頼性の確保

従前の経緯

- 都道府県等の食品衛生検査施設及び登録検査機関における検査等については、その結果が食品としての流通の可否を判断する基礎となるため、その信頼性を確保することが求められる。
- しかしながら、過去に、都道府県等の食品衛生検査施設が検査データの誤認や不適切な検査方法による検査を行い、誤った試験成績証明書を発出したことで、本来回収を必要としない食品が回収されるに至った事例も見受けられたため、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成20年7月9日付食安監発第0709004号）により都道府県等に留意事項を示した。

(注) 例えば、次に掲げる事案が挙げられる。

- ① 清涼飲料水よりパラオキシ安息香酸メチルを検出したことを理由に回収等の措置を命令したが、後日、検査データを読み取る際に安息香酸をパラオキシ安息香酸メチルと誤認したものと判明した事案。
- ② 中国産はるさめ等より過酸化ベンゾイルを検出した旨を公表したが、後日、公定法に適合しない検査法で検査を実施したためにその過程で混入した異物を過酸化ベンゾイルと誤認したものと判明した事案。
- ③ 生食用かきより基準値を超える数の細菌を検出した旨を関係の都道府県等に報告したが、後日、公定法で24時間と規定される細菌培養時間を誤って48時間と設定して検査を実施したものと判明した事案。

- また、登録検査機関においても、不適切な試験成績証明書を発行したことで、本来必要な措置が講じられなかった事例があったため、「登録検査機関における業務上の留意事項について」（平成20年9月24日食安監発第0924003号）により、留意事項を示すとともに、その旨を都道府県等に連絡した。

(注) 例えば、次に掲げる事案が挙げられる。

- ① おもちゃ等の輸入者による自主的な衛生管理のための試験の依頼を受けた登録検査機関の担当者において、当該試験を実施していない、又は終了していないにもかかわらず、試験成績証明書を発行したため、当該輸入者において当該証明書を輸入の届出に添付して検疫所に提出したが、後日、その一部が食品衛生法違反に該当するものと確認されたため、関係の都道府県等において、回収等の措置を指示した事案
- ② 農薬に係る検査を輸入者の依頼により実施していた登録検査機関に対して、厚生局が立入調査を実施したところ、不適切な検査実施状況が確認されたため当該検査の中止を指導した。そ

の後、厚生局の指示により、検査済みの検体について他の登録検査機関で再検査を実施した結果、当初食品衛生法に適合すると判断されていた検体の一部が、食品衛生法に適合しないと確認されたため、輸入者を管轄する関係自治体を通じて輸入者に対し、回収等の措置を指示した事案。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成20年7月9日付食安監発第0709004号）中の「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」を踏まえ、収去に係る食品の現物及びロットを十分に確認するなど、都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保のために必要な措置を適切に講じるよう、願います。あわせて、必要に応じ、厚生労働本省及び地方厚生局の担当者が都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の適否を実地に調査することとしているため、御協力をお願いします。
- また、収去に係る食品に関する試験を登録検査機関に委託する場合は、次の事項に留意するよう願います。
 - ・ 当該機関の検査員に製品検査の業務の管理に関する基準と同等以上の基準で当該試験を実施させること。（「食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令」（平成21年内閣府・厚生労働省令第7号））
 - ・ 当該機関に対し、業務の受託者としての業務の適正な管理を求め、必要に応じて実施状況の確認等を行うこと。（「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号））

（注）いずれの登録検査機関でどのような検査を実施することが可能であるかについては、厚生労働省ホームページに掲載された登録検査機関の一覧で参照することが可能である。

（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/kikan/index.html>）

9 食品中のダイオキシン類の対策

従前の経緯

- ダイオキシン類については、廃棄物の焼却等を通じて非意図的に発生すること、強い毒性を有すること、分解しにくいこと、人体等に蓄積しやすいこと等にかんがみると、健康影響を避けるためには、暴露量を最小限にする必要がある。
- 人体に取り込まれるダイオキシン類の9割以上は、食品に由来するものとされている。これを踏まえ、厚生労働省においては、ダイオキシン類による食品に対する汚染の実態を食品群別に把握し、標準的な食事を通じたダイオキシン類の推定一日摂取量を把握するため、毎年度、トータルダイエット方式による調査を実施している。
(注) 食品中のダイオキシン対策については、厚生労働省ホームページで公表
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dioxin/index.html>)
- 平成23年度の調査においては、食品からのダイオキシン類の推定一日摂取量は、 0.68 ± 0.27 pgTEQ/kgbw/日 (0.37~1.54 pgTEQ/kgbw/日) と推定され、ダイオキシン類の耐容一日摂取量 (TDI) 4 pgTEQ/kgbw/日を下回った。

今後の取組

- 平成24年度におけるダイオキシン類の推定一日摂取量については、取りまとめ次第、公表する予定である。
- ダイオキシン類をはじめとした食品に由来する汚染物質の摂取を抑制するためには、偏りのないバランスのとれた食生活を送ることが重要であるため、今後とも、その旨を一般消費者に呼び掛けることとしている。

10 輸出食品

従前の経緯

- 地域振興を図る観点から農林水産部局の主導で行われている食品の輸出については、厚生労働省においては農林水産省と連携しつつ、相手国との間で輸出のための衛生要件及び手続を取り決めている。これに基づき、必要に応じて都道府県等の食品衛生担当部局においては、施設の認定、衛生証明書の発給等の業務を実施している。
- その一方、輸出先国においても、頻繁に新たな食品安全規制の導入や改正が行われていることから、今後も円滑な輸出のための適切な対応が必要となる。
- 牛肉については、平成13年9月、BSEが我が国で発生して以降、輸出が停止されていたものの、農林水産省と連携しつつ、輸出再開のための各国との交渉を行っているところ。現在、米国、カナダ、香港、アラブ首長国連邦、シンガポール、マカオ及びタイ向けの牛肉輸出が再開された。
その他の畜産品では、中国向け乳及び乳製品、マカオ向け豚肉、ベトナム向け食鳥肉については、平成22年より、香港向けの殻付き食鳥卵については、平成23年より、衛生証明書の添付が必要となった。
注) 昨年末時点で、下線の国は家畜衛生条件の問題で輸出不可。
- 水産食品については、EU、ニュージーランド（二枚貝に限る）、スイス及びノルウェーについては、都道府県等において施設の認定及び衛生証明書の発行、米国については施設の認定、ベトナム及びマレーシア（エビ及びその加工品（乾燥又は調味されたものを除く）に限る）については衛生証明書の発行が必要である。なお、中国、ブラジル、ロシア、ウクライナ、ナイジェリア及び韓国（冷凍魚介頭及び冷凍魚類内臓に限る。）への輸出については、登録検査機関又は地方厚生局による施設の登録及び衛生証明書の発行が必要である。
- 一昨年に発生した原子力発電所事故を受け、日本から輸出される食品等については、一部緩和されたものの、引き続き原産地証明書、放射性物質の検査結果等を要求される場合が多く、農林水産省、農林水産部局が中心となり対応しており、輸出再開に向け協議が継続されている。

詳細については、農林水産省ホームページ
(http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html) を確認願いたい。

今後の取組

- 平成25年度から、輸出しようとする食品が我が国国内において流通していることを証明する、いわゆる自由販売証明書と呼ばれる証明書の発行を各地方厚生局で行うことを予定しており、現在諸手続等について検討している。
- 中国に水産物を輸出する際には、登録機関の発行する衛生証明書の添付が必要であるが、衛生証明書の発行を希望する自治体においても、当該証明書の発行が可能となるよう中国側に働きかけている。
- 輸出牛肉については、今般のBSE対策の見直しに伴い、関係各国に対し見直しの概要の説明及び衛生証明書様式の変更等申し入れを行っているところである。相手国との協議が終了次第、要領をの改正することとしている。
- 今後とも、輸出先国の法令等について情報収集を行い、輸出手続の実施体制の確保について、必要に応じて自治体等と連携して対応することとしている。
- なお、現在、輸出水産食品の取り扱い要領全般について、手続きの迅速化等が可能となるよう見直しを行っているところである。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、関係制度の周知、取扱施設の認定、衛生証明書の発給など、食品の輸出に関する関係手続について、特段のご配慮を願います。
- いわゆる自由販売証明書については、輸出される個々の食品の安全性を証明するものではないが、輸出国の法規に従い製造された食品であることを証明するものであり、当該証明書の発行に際して必要に応じ各自治体に確認することも想定されることから、その際には協力いただくようお願いする。
- 主要水産県等の関係団体よりEU向け水産食品の輸出促進を図るため、水産食品製造等施設の認定手続の迅速化、指導事項の明確化について強い要望があり、施設等に対する適切な指導、関係者間の情報共有等が必要となっている。
各自治体においては、平成23年3月2日付け事務連絡「対米、対EU及び対ニュージーランド輸出水産食品に係る施設認定等について」に従い、関係者間で情報共有を行うとともに、施設等に対し認定に向けた適切な指導・助言を行うよう対応方願います。
また、今後「対EU輸出水産食品の取扱要領」について、関係事業者の理解の一助となることを目的とし、写真等を活用した認定手続に関するマニュアルを作成予定であるので活用願いたい。

1.1 食品衛生監視員等の資質の向上

従前の経緯

- 食品衛生法の規定に基づく監視指導を適切に実施するためには、食品衛生監視員に対し、規制の見直しの動向、食中毒事件に係る科学的知見、食中毒事件発生時の原因究明の手法等に関する最新かつ高度の知識を習得させることにより、食品衛生監視員の資質向上を図ることが重要である。このため、厚生労働省においては、毎年度、都道府県等の食品衛生監視員を対象とする「食品安全行政講習会」及び「全国食品衛生監視員研修会」を開催している。なお、「全国食品衛生監視員研修会」については本年10月24日、25日に開催予定である。
- また、と畜検査員及び食鳥検査員は、食肉及び食鳥の処理及び検査に関する最新かつ高度の知識を必要とする。このため、厚生労働省においては、毎年度、都道府県等のと畜検査員及び食鳥検査員を対象とする「食肉衛生技術研修会」及び「食鳥肉衛生技術研修会」を開催している。
- そのほか、国立保健医療科学院においては、毎年度、都道府県等の食品衛生監視員等を対象とする研修として、「食品監視指導研修」、「食品衛生危機管理研修」及び「食肉衛生検査研修」を開催している。なお、「食品衛生危機管理研修」については、主要部分のみの受講（一週間程度）も可能である。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、「食品安全行政講習会」等に対する食品衛生監視員等の参加に十分に配慮するなど、食品衛生監視員等の資質向上を図るための取組を計画的に推進するようお願いする。

12 地方分権関係

(1) 義務付け・枠付けの見直し

従前の経緯

(第1次・第2次見直し)

- 平成22年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定され、地域主権について、基本的な考え方及び今後の方針が定められた。大綱を踏まえ、見直すべきとされた義務付け・枠付けについては地域主権推進一括法（第1次・第2次）で対応。その他関連の厚生労働省関係の政省令改正については、平成23年12月21日に公布した。食品安全部関係の項目は以下のとおり。
 - ・食品衛生法第29条に基づく都道府県等の食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準について都道府県等の条例に委任（食品衛生法施行令第8条、食品衛生法施行規則第36条関係）。

(第3次見直し)

- また、平成23年11月29日には「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」が閣議決定された。これを踏まえ、平成24年通常国会に地域主権推進一括法案（第3次）が提出され、現在審議中である。食品安全部関係の項目は以下のとおり。
 - ・国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導の実施に関する指針の策定又は変更の際の厚生労働大臣及び内閣総理大臣から都道府県等への通知義務の新設（食品衛生法第22条関係）。
 - ・都道府県知事が指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせることとした（若しくは行わせないこととした）際の国への報告義務の廃止（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第24条第1項、第34条第2項関係）。※今後は指定検査機関の業務規程の変更等で把握。

今後の取組

- 第2次見直しで取り上げられた、食品衛生法第29条に基づく都道府県等の食品衛生検査施設の設備に関する基準については、基準として条例に明記しておく必要はあるが、従来より委託検査を行うことが可能な場合には、設備を備えなくてよいとする旨を示しており、省令改正についても検討中である。

都道府県等に対する要請

- 大綱を踏まえ、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準について、都道府県等の条例で定めるものとするよう平成23年12月21日付けで食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則の改正を行った。本改正は、平成24年4月1日から施行されているが、施行日から1年間は経過措置が設けられており、都道府県等においては、その間に、条例を制定するようお願いする。

(2) 出先機関の抜本改革

従前の経緯

- 第10回地域主権戦略会議（平成22年12月27日）において、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて」が決定された。各府省で各出先機関の事務について地方への移譲の可否について自己仕分けを行い、提示している。食品安全部関係で地方厚生局から地方自治体への移譲を可能と示している事務は以下のとおり。
 - ・ 総合衛生管理製造過程の承認等（海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。）（食品衛生法関係）
 - ・ 指定検査機関の指定等（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係）
 - ・ 各種養成施設・講習会関係（食品衛生管理者、食品衛生監視員、食鳥処理衛生管理者、製菓衛生師）

今後の取組

- 上記決定を受けた議論の進め方については未定。

1.3 輸入食品の安全確保対策

(1) 厚生労働省と都道府県等との連携

従前の経緯

- 輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。このため、「食品供給行程の各段階」における「食品の安全性の確保」（食品安全基本法第4条）の理念に基づき、年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階及び③国内流通段階の3段階で対策を実施している。
- これらの対策が効果的に実施されるためには、国内で流通する食品及びその事業者に対する監視指導を実施する都道府県等と、輸出国に対する二国間協議及び現地調査、輸入食品及びその事業者に対する輸入時の監視指導等を実施する厚生労働省との緊密な連携が重要である（「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」）。
- これを踏まえ、厚生労働省と都道府県等との間では、日常的に食品衛生法違反に該当する輸入食品等及び関連の食品の流通、検査等に関する情報を共有しつつ、回収等の措置の命令や営業の禁停止の命令など必要な行政対応を実施している。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、次に掲げる3点をお願いする。
 - ① 輸入時の水際段階の検査、海外情報等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通しているものについては、関係の都道府県等において、回収等の措置を命令するなど、監視指導を適切に実施すること。
 - ② 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したときや、輸入食品を原因とする食中毒事案を確認したときは、輸入時の水際段階の検査や国内流通段階の監視指導が迅速に実施されるよう、直ちに厚生労働省及び関係の都道府県等に報告すること。
 - ③ 国内で流通する輸入食品については、輸入食品監視指導計画のほか、厚生労働省ホームページに掲載された輸入者に対する検査命令に関する通知、食品衛生法違反に該当する食品に関する情報等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施すること。
また、NESFDにおいて、食品衛生法第27条に基づく輸入届出実績について、輸入者の名称・所在地、輸出国、品名、届出件数・重量、検査項目・件数、違反件数の確認が可能であるので、関係事業者の監視指導に活用すること。

(2) 輸入時の水際段階の対策

従前の経緯

- 輸入時の水際段階では、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに、モニタリング検査における違反の検出等に照らして違反の可能性が高いものと見込まれる輸入食品について、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。

(注) モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本として設定している。

- 平成 23 年度には、約 210 万件の輸入届出に対して 49,799 件のモニタリング検査、99,117 件の検査命令及び 101,675 件の指導検査等を実施し、そのうち、1,257 件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。
- 平成 24 年度上半期には、約 111 万件の輸入届出に対して 30,895 件のモニタリング検査、44,962 件の検査命令及び 48,702 件の指導検査等を実施し、そのうち、492 件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。

今後の取組

- 今後とも、厚生労働省としては、検疫所において輸入食品の過去の輸入実績、違反状況等を踏まえて毎年度策定する「輸入食品監視指導計画」に基づきモニタリング検査を実施する。

具体的には、平成 25 年度には、前年度のモニタリング検査の結果等を勘案して検査項目等の見直しを行い、実施件数を約 3,800 件分引き上げて 93,700 件とし、海外での食中毒や食品からの病原微生物の検出を踏まえ腸管出血性大腸菌などの病原微生物に係るモニタリング検査を強化することとしている。

- そのほか、輸入食品監視業務の効率化を図るため、輸入食品監視支援システム (FAINS) の機能性の向上を図るとともに、輸入者等の依頼を受けた登録検査機関の検査が適切に実施されるよう、地方厚生局を通じた登録検査機関に対する指導監督の徹底に努めることとしている。

(3) 輸出国段階の対策

従前の経緯

- 輸出国における安全対策の推進として、輸出国政府等に対し、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図っており、必要に応じて担当官を派遣して輸出国の安全対策の調査等を実施している。
- 日中間については、平成 22 年 5 月、日中両国担当大臣により署名が行われた「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中間における食品の安全性向上のため、閣僚級会議を開催し、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力の促進を目的とした行動計画を策定するとともに、実務者レベル協議及び現地調査を実施している。
- 平成 23 年度は、台湾、韓国、フィリピン及びベトナムについて現地調査を行い、関係制度及び管理体制、生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。
また、カナダ産牛肉及び米国産牛肉について、対日輸出プログラムの実施状況の検証のため、現地調査を実施した。
その他、7カ国 18 品目について、輸出国政府からの検査命令及びモニタリング検査強化等の緩和要請に関し、二国間協議又は書簡交換を行った。
- 平成 24 年度は、スペイン、インド、ベルギー、ドイツ、デンマーク、シンガポール及びマレーシアについて現地調査を行い、関係制度及び管理体制、生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。
また、カナダ産牛肉、米国産牛肉、フランス産牛肉、オランダ産牛肉及びタイ産ベビーコーンについて、対日輸出食品の管理状況の現地調査を実施した。
その他、8カ国、14 品目について、輸出国政府からの検査命令の緩和要請に関し、二国間協議又は書簡交換を行った。

今後の取組

- 引き続き、個別問題が発生した際の事後的な二国間協議及び現地調査を通じた輸出国段階の衛生対策の検証を行うほか、問題発生未然防止を図るため、主要な輸出国に対し、計画的に現地調査を行い、輸出国における関係制度及び管理体制、生産者及び製造者の取組状況について調査を行うとともに、輸出国の政府担当者や食品等事業者に我が

国の食品衛生規制を周知するための説明会を開催し、海外の生産現場における衛生管理をより一層推進する。

- 平成 25 年度輸入食品監視指導計画案については、1月～2月の間にパブリックコメント手続を実施するとともに、1月 31 日、2月 4 日及び 2月 5 日に仙台、横浜及び福岡で意見交換会を開催した。